地域包括支援センター 指定居宅介護支援事業所 指定介護予防訪問介護事業所 指定介護予防通所介護事業所

管理者 様

宝 塚 市

介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者報酬の日割り請求等について(通知)

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の事業者報酬の日割り請求及び総合事業への移行の取扱いについては、下記のとおりですので御留意くださいますようお知らせします。 なお、日割り請求の運用については、現在、兵庫県へ疑義照会を行っており、今後、この疑義照会への回答があれば、あらためて補足的な事項をお知らせする予定です。

記

1 月額包括報酬の日割り請求

(1) 月額包括報酬の基本的な取扱い

利用契約の締結・解除を月の途中で行った場合の月額包括報酬取扱いは、厚生労働省の事務連絡(写 p5・p6の表を参照)により、予防給付と総合事業で次のとおり異なります。

	サービス名	利用契約を月の途中で締結した場合 又は利用契約を月の途中で解除した場合
予防給付	・介護予防訪問介護 ・介護予防通所介護	従来どおり、月額包括報酬の全額が支払われる。 ☞ ただし、区分変更等による契約の場合は日割りで算定。
総合事業	・介護予防訪問型サービス (旧介護予防訪問介護相当)・訪問型サービスA・介護予防通所型サービス (旧介護予防通所介護相当)	月額包括報酬は、日割りで算定され、その算定対象期間の起算日は、「契約日」又は「契約解除日」となる。 『 p6の表の太枠で示した部分

[☞] 介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の場合は、日割りを行いません。

●参考例① 契約月の途中からサービス利用を開始した場合

			日 7月10日	7月14日	∃ 7月31	日
サービス利用			契約日	利用開始	日	1
				250	The second second	
	→ n1-44 / I	-				
報酬算定	期間の比較			(包括報酬・全額請求	Ř)	
期間の比較						
	総合事業			(7月10日~31日会	分を日割り請求)	

●参考例② 月の途中で利用契約を解除した場合

		7月1日	7月11日	7月14日	7月31日
サービ	ス利用	DOWN TRANSPORTED	最終利用日	契約解除日	
報酬算定	予防給付		(包括報酬	• 全額請求)	
期間の比較	総合事業	(7月1日	~14 日分を日割り請	求)	

(2) 契約月の翌月の途中からサービス利用を開始した場合の取扱い

契約月の翌月の途中から、総合事業のサービスの利用を開始した場合は、契約月の翌月は、日割り請求ではなく、月額包括報酬の全額が請求できます(参考例③)。

●参考例③ 契約月の翌月の途中からサービス利用を開始した場合

● 多名内 ● 一人中 の 並 1 の 連 1 の う ク					
		6月29日	7月1日 7月	33日	7月31日
サービス利用		契約日	利用開	月始日	NAME OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNE
		-	<u> </u>	1	
報酬算定	予防給付			(包括報酬・全額請求)	
期間の比較					
	総合事業			(包括報酬・全額請求)	

(3) 利用実績のない月の取扱い

契約締結の事実があっても、サービス利用の実績がない月の事業者報酬は、請求できません(参考例③の6月分事業者報酬)。

|2| 総合事業への移行と日割り請求の算定

(1) 総合事業への基本的な移行

- ア <u>平成29年4月1日以降、新規に要支援の認定を受けた人</u>は、その<u>認定有効期間の初日</u>に総合 事業へ移行します。
- イ <u>平成29年3月31日時点で要支援の認定を受けていた人</u>は、平成29年4月1日以降に<u>更新した認定有効期間の初日</u>に総合事業へ移行します。通常、すでに受けていた要支援の認定有効期間は、その末日を月末で設定しますので、その翌月の初日に総合事業へ移行します。
 - ☞ たとえば、要支援の認定有効期間が平成 28 年 10 月 1 日~平成 29 年 9 月 30 日となっている人は、平成 29 年 10 月 1 日に総合事業へ移行します。
- ウ 総合事業の月額包括報酬は、ア・イのいずれの場合も、利用契約の契約日が月の途中であれば、その契約日から日割りで算定します (** p6の表を参照)。

(2) 区分変更による総合事業への移行

ア 平成29年4月1日以降、区分変更により**要支援1⇔要支援2**となった人は、その区分変更日 (申請日) に総合事業に移行します。

この場合、総合事業の月額包括報酬は、区分変更日が月の途中であれば、その<u>区分変更日</u>から日割りで算定します(写 p6の表を参照)。

●参考例④ 区分変更(要支援1→要支援2)後、月の途中からサービス利用を開始した場合

<u> </u>		12 12 11111				
サービス利用		7月1日	7月15日	7月16日	7月18日	7月31日
			契約解除日	変更日	利用開始日	
		(予防給付)		契約日	(総合事業)
報酬算定	予防給付	(7月1日~15	日分を日割り請求)			
期間	総合事業			(7.	月 16 日~31 日分	を日割り請求)

☞ 利用契約は、暫定ケアプランに基づく利用契約を想定。

イ <u>平成29年4月1日以降、区分変更により**要介護→要支援**となった人</u>は、その<u>区分変更日(申</u>請日)に総合事業に移行します。

この場合、総合事業の月額包括報酬は、区分変更日とは関係なく、利用契約の契約日が月の途中であれば、その契約日から日割りで算定します(⑤ p6の表を参照)。

●参考例⑤ 区分変更(要介護→要支援)後、月の途中からサービス利用を開始した場合

	_,,,,,,,		2/ 12()100		_,,,,,,,,	
サービス利用		7月1日	7月15日	7月16日	7月18日	7月31日
			契約解除日	変更日	利用開始日	
		(介護給付)		契約日	(糸	2000年第1
報酬算定	介護給付	(1回当たり単価・	回数実績請求)			
期間	総合事業			(7)	引 16 日∼31 日分を	·日割り請求)

☞ 利用契約は、暫定ケアプランに基づく利用契約を想定。

(3) 転入者の総合事業への移行

ア 他市町村から本市へ転入した要支援者は、転入直後の要支援認定(写 月途中の申請は、転入月の 月末まで+6か月間)が新規申請の取扱いとなるため、住民票上の転入日が、本市の総合事業の 開始日以降であるか否かによって、次のとおり移行日が異なります。

○転入日が総合事業の開始日(平成29年4月1日)以降である場合

…たとえば、要支援者が平成29年4月10日に本市へ転入した場合、新規申請と同様に、4月10日に総合事業へ移行します。

☞ (1)のアの「平成29年4月1日以降、新規に要支援の認定を受けた人」と同じ。

○転入日が総合事業の開始日(平成29年4月1日)前である場合

…たとえば、要支援者が平成 29 年 3 月 10 日に本市へ転入した場合、3 月 10 日~9 月 30 日の間は予防給付の対象者となり、平成 29 年 10 月 1 日に総合事業へ移行します。

☞ (1)のイの「平成29年3月31日時点で要支援の認定を受けていた人」と同じ。

イ 総合事業は、市町村別の事業であるため、転入者は、「転入先市町村の総合事業を利用する」 という意味で、サービス利用前に必ず利用契約を締結する必要があります。 転入月の総合事業の月額包括報酬は、利用契約の契約日が月の途中であれば、その契約日から日割り (注意)以下の参考例⑥⑦については、平成29年(2017年)11月8日 します。 付け通知文で訂正していますので、当該通知文を御参照ください。 であっても、

利用契約の締結が必要であり、「月途中の事由」にp6の表の「利用者との契約開始」を適用します。

●参考例⑥ 転入者が月の途中からサービス利用を開始した場合

サービス利用		7月1日	7月4日	7月10日	7月14日	7月31日
			転入日	契約日	利用開始日	
報酬算定	予防給付		((包括報酬・全額	頁請求)	
期間の比較				(7月10日~31日分2	5日割り請求)

●参考例⑦ 転出者が月の途中で利用契約を解除した場合

		7月1日	7月16日	7月18日	7月20日	7月31日
サービ	ス利用		最終利用日	契約解除日	転出日	
報酬算定	予防給付		(包括報酬	州・全額請求)		
期間の比較	総合事業	(7月1日~1	8日分を申割り請	求)		

|3| 日割り請求の留意事項

(1) 請求済みの事業者報酬

平成29年4月以降の総合事業の月額包括報酬で、日割り請求を行うべきにもかかわらず、これを行っていないケースについては、請求の過誤処理を行う必要があると考えられますが、この取扱いについては、追って通知します。

(2) 利用契約の締結等

- ア 事業者は、総合事業の利用契約を締結しようとする場合、<u>日割りの取扱いを利用者に説明し、</u>利用者との合意を得たうえで、利用契約を締結してください。 定如何により、利用者負担の増大につながることに十分御配慮ください。
- イ 本市の解釈として、「契約日」とは、利用契約書に記載された契約締結日とします。また、「契約解除日」とは、法定解除(法律の規定による解除)、約定解除(契約の規定による解除)、合意解除(当事者の合意による解除)のいずれかにより、利用契約の解除日とされた日とします。
 - 「法定解除」とは、債務不履行(期限までに金銭を支払わない等)など、法律の規定により当事者に解除権が発生し、契約を解除することをいい、「約定(やくじょう)解除」とは、当事者があらかじめ契約の解除条件を定めておき、その条件を満たす場合に認められる解除をいい、「合意解除」とは、当事者の話し合いにより合意が成立し、契約を解除することをいいます。

4 問い合わせ先

宝塚市介護保険課(給付担当)

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 本庁1階 (電話) 0797-77-2136

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について(I-資料9)(抜粋)

(平成 29 年 2 月 13 日付厚生労働省介護保険計画課・振興課・老人保健課「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」)

- ☞ (宝塚市・注) この資料の全体は、WAMNETに、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(平成29年2月13日事務連絡)」の「I−資料9」として掲載されていますが、当初、平成27年3月31日付で通知されていたものです。
- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間 (※) に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて、単位数を算定する。
 - ※ サービス算定対象期間 : 月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。 月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
	・区分変更(要支援 1⇔要支援 2)	変更日
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
居者生活介護における外部サービス利用型を	始 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対 応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
含む)	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除 (※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介 護の退所(※1)	退所日の翌日
	・区分変更(要支援1⇔要支援2)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	終 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対 応型共同生活介護の入居 (※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 (※1)	サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介 護の入所(※1)	入所日の前日

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		・区分変更(要支援 1⇔要支援 2)	変更日
		・区分変更(事業対象者→要支援)	
介護予防・日常生活支援		・区分変更(要介護→要支援)	契約日
総合事業		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	
・訪問型サービス (みなし)		・事業開始(指定有効期間開始)	
・訪問型サービス(独自)		・事業所指定効力停止の解除	
・通所型サービス(みなし)		・利用者との契約開始	契約日
・通所型サービス(独自)	開	・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、	契約解除日の翌日
	始	訪問型サービス (みなし)、訪問型サービス (独自) の場合)	
※ 月額包括報酬の単位		・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、	
とした場合		通所型サービス (みなし)、通所型サービス (独自) の場合)	
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対	退居日の翌日
		応型共同生活介護の退居 (※1)	
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除 (※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介	退所日の翌日
		護の退所 (※1)	
		・区分変更(要支援1⇔要支援2)	変更日
		・区分変更(事業対象者→要支援)	
		・区分変更(事業対象者→要介護)	契約解除日
		・区分変更(要支援→要介護)	
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	
		・事業廃止(指定有効期間満了)	(廃止・満了日)
		・事業所指定効力停止の開始	(開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
	終	・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、	サービス提供日の前
	了	訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合)	日
		・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、	
		通所型サービス (みなし)、通所型サービス (独自) の場合)	
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対	入居日の前日
		応型共同生活介護の入居 (※1)	
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始	サービス提供日(通い、
		(%1)	訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介	入所日の前日
		護の入所 (※1)	

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、 それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き、月途中からの開始事由がある場合については、その前日となる。

●サービス対照表(宝塚市・参考)

• 7 = 7 (7) M(X) (32 (30))		
月額報酬対象サービス(総合事業)	サービスコード	宝塚市の総合事業のサービス
・訪問型サービス (みなし)	A 1	・介護予防訪問型サービス(旧介護予防訪問介護相当・みなし指定)
・訪問型サービス(独自)	A 2	・介護予防訪問型サービス(旧介護予防訪問介護相当・みなし指定以外)
・訪问至り一こへ(独自)		・訪問型サービスA
・通所型サービス(みなし)	A 5	・介護予防通所型サービス(旧介護予防通所介護相当・みなし指定)
・通所型サービス(独自)	A 6	・介護予防通所型サービス(旧介護予防通所介護相当・みなし指定以外)